

今年度からの国民健康保険税納期変更について

保険税の仮算定を廃止し、納税通知と納付の月を次のとおり変更します

	〈変更前〉		〈変更後〉
納税通知	5、7月 (年2回)	→	7月 (年1回)
納付	5～2月 (10期)	→	7～3月 (9期)

国民健康保険税の算定方法は、5月の仮算定で前年度の年額の約10分の1ずつの金額を5・6月に納付し、7月の本算定により決定された1年間の税額から、5・6月の仮算定額を除いた差引額を7～2月にかけて、納付していただいております。

今年度より5月の仮算定を廃止し、7月の本算定のみとし、7～3月にかけて納付していただくように、納付回数を変更します。

なお、年金から天引きされる特別徴収世帯は、変更ありません。

★変更ポイント

- ① 保険税額の通知が、5・7月(年2回)から、7月(年1回)になります。
- ② 仮算定額の差し引きを行わないため、保険税額がわかりやすくなります。
- ③ 納期を年10期から1期減らし、9期に変更します。(下図参照)
- ④ 1期あたりの納付額は増えますが、1年間の保険税額は変わりません。
- ⑤ 口座振替にて全納する世帯は、5・7月(年2回)から、7月(年1回)になります。



国民健康保険税 納付スケジュール

前年度まで

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		通知 1期	2期	通知 3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	



今年度から

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		廃止		通知 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

追加
↓

※納期限は、月末日(土日祝日の場合は、翌月の平日初日。12月は25日)

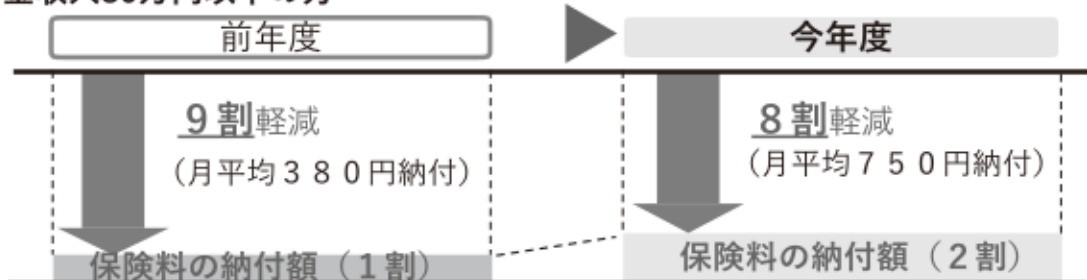
後期高齢者医療保険料 75歳以上^(※)で医療保険料の均等割9割軽減のみなさんへ

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度、非課税世帯の高齢者への保険料の負担軽減が強化(月平均440円軽減)されます。所得の低い年金受給者の方で支給要件に該当する方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。

(例) 年金収入80万円以下の方



- ▷ 介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。
- ▷ 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。
- ▷ 医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

問 ● 後期高齢者医療制度について……住民保険課 ☎323-1113
 ● 介護保険について……福祉健康課 ☎323-1119
 ● 年金生活者支援給付金について…ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)